

岩手県告示第353号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第23号）で公示した公共測量を終了した旨農林水産省東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成28年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市内の一部
- 2 実施した期間 平成27年12月21日から平成28年3月18日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）